

加 農 第 3 4 6 号
令和7年10月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加美町長 石山 敬貴

市町村名 (市町村コード)	加美町 (04445)
地域名 (地域内農業集落名)	加美町 (並柳、城内、南町1、南町2、十日市、四日市場宿、四日市場沖、下新田上、下新田下、下狼塚、雑式ノ目、平柳、岡町1、岡町2、岡町3、西町1、西町2、新丁1、新丁2、田川、羽場、城生、菜切谷、新田、上狼塚、上狼塚北、下多田川、上多田川上、上多田川下、白子田、青木原、滝の沢、大清水、漆沢、門沢、芋沢、小瀬、原、長清水、西上野目、味ヶ袋、東上野目、原町、雷、小野田城内、上区、中区、下区、北区、下野目、中嶋、月崎、北鹿原、南鹿原、東鹿原、上小路一、上小路二、下小路一、下小路二、東町、下町、中町、上町、西川北、麓、道城、北川内、柳沢、檜葉野、赤坂原、台ノ原、西原、南永志田、北永志田、三ヶ内、寒風沢、旭、切込、小泉、鶯沢、本郷、根岸、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋、沼ヶ袋、高田、桜町、東米泉、上孫沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月15日 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

加美町は宮城県の北西部に位置し、西部は山岳・丘陵地帯の「中山間地」と東部に「平地」で形成される。地域の農業は農産物の輸入自由化による価格低迷や物価高騰などにより農業を取り巻く環境が厳しさを増し、共通した課題としては農業者の高齢化により担い手不足が挙げられる。本町の農業従事者は平均年齢が60歳代となり、今後10年で離農者が増加する見込みで、地域の農地を守りぬくことができない状況になっていると考えられる。平地の農地については、基盤整備において大半のほ場の整備が完了しているが、未整備地域も一部あり、高収益農業の確立ができていない。そして、中山間地は、近年鳥獣被害の増加により農地を守るため電気柵等の対策を講じ、又耕作放棄地が見受けられる状況である。

このことから、経営基盤の強化と生産の効率化などによる高収益農業の確立が必須である。今後、ほ場整備を実施する地域（昭和40年～昭和50年頃までに整備済のほ場）は20a～30aの小区画のため、大型化する農業機械に併せた大区画化（再整備）する地域において、10年後を目途にほ場整備の計画策定を推進していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農産物の主たる生産は水稻であり、有機農業に取り組むことで安全安心な食料供給を行い、高収益農業の確立を目指す。また、輸出も視野に農業経営の安定化を図ることで新規就農者の確保を図り、持続した農業を目指す。

そして、水稻のみではなく地域の特産としてネギや加工用トマトといった野菜等の栽培が進んでおり、消費者のニーズに合わせた野菜などを供給することで、生産体制及び生産条件の整備を図る。中山間地の農業は水稻を中心に栽培するが、大豆や飼料用米、ホールクroppなどをローテーションで生産することで耕作放棄地にならないよう農地の利活用を行う。新規に町全体でサツマイモの栽培に取り組む農業者が増加し、地域の加美よつば農業協同組合ではサツマイモを長期保存するキュアリング施設を建設するなど、国内だけでなく海外への輸出のための設備整備も整いつつある。他、生産基盤（ほ場整備）や条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用し、持続した農業の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5861.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5861.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場(令和7年10月15日開催)において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

- ①加美町字原八幡堂西一番75番1 2,583㎡
- ②加美町字原八幡堂西一番76番1 1,864㎡
- ③加美町字原八幡堂西一番77番1 8,422㎡
- ④加美町字原八幡堂西一番77番2 1,314㎡
- ⑤加美町字原八幡堂西一番80番 2,873㎡
- ⑥加美町字原八幡堂西一番82番1 2,770㎡

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
町、農業委員会並びに農業関係機関が連携し、地域計画の策定を通じて情報を共有し、農用地の利用調整に取り組む。また、地域の合意形成を築きながら、担い手への農用地の利用集積、さらには集約化を図っていく。 なお、中山間に相当する地域や担い手不足の地域では、地域農業・農村を支える兼業農家や小規模経営農家の担い手の確保に努め地域全体で農用地の確保・有効利用を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農用地の利用集積を進めるに当たっては、町、農業委員会、農業協同組合等と連携し、農地の出し手・受け手の情報収集に努めるとともに、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域毎の農用地の利用実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
未整備のほ場については、地域内の協議を進め、農地整備事業の実施を目指していく。また、過去に整備した地区については、農業機械の大型化による作業効率化に対応するため、再整備の農地整備事業の実施に向けて推進していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
町の農業を支える農業法人の設立数は増加傾向にある。今後も農業経営の安定化を図るため、法人化を推進していく。また、法人だけでなく新たな担い手となる新規就農者等に対して国の補助事業を活用するなど支援を行い、担い手の育成を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在、既存の農業法人が除草作業の受託などを実施している。今後も、多面的機能支払交付金などを活用し、農道や水路の除草作業を地区内の農業法人などに委託し、作業の効率化を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策: 地域ごとにメッシュフェンス、電柵を設置し、対策を実施する。
- ②有機・減農薬・減肥料: オーガニックビレッジ宣言を実施し、有機農業の取組拡大を推進していく。
- ③スマート農業: ドローンの導入など、スマート農業の推進に向けて検討を始める。
- ⑨耕畜連携等: 転作作物として、飼料用米、ホールクropp等の栽培に力を入れる。町内の畜産農家と連携し、町内産の飼料を活用した肉用牛・乳用牛の生産を推進していく。